特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
23	明石市　寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
明石市は、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
明石市長

公表日
令和8年9月4日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務
②事務の概要	地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の適用を希望する者（以下「申請者」という。）が提出する特例申請書を収受・保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知する。
③システムの名称	motiONE（ワンストップ管理システム）、審査システム（eLTAX）

2. 特定個人情報ファイル名
ワンストップ特例申請情報

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第4項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務室財政戦略担当
②所属長の役職名	担当課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	明石市政策局市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 電話078-918-5003

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	明石市財務室財政戦略担当 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 電話078-918-5275

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請書の受理及び申請書の情報入力については、必ずダブルチェックをするようにしている。

9. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　[○] 内部監査　[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのログインは、IDとパスワード等によって行い、事務に応じて権限を設定している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月16日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の職名	課長	室長兼課長	事後	
令和5年9月12日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	寄附金税額控除に係る申告特例通知書（第55号の7様式）マクロ、審査システム（eLTAX）	motiONE（ワンストップ管理システム）、審査システム（eLTAX）	事前	
令和5年9月12日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第9条第1項、第3項及び別表第一　項番16	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第9条第4項	事後	
令和5年9月12日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計測か	令和2年8月11日時点	令和5年8月1日時点	事前	
令和5年9月12日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計測か	令和2年8月11日時点	令和5年8月1日時点	事前	
令和5年9月12日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報のファイルの取扱いの委託	【○】委託しない	【　】委託しない 十分である	事前	
令和6年8月9日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	政策局シティセールス推進室シティセールス課	政策局広報プロモーション室シティセールス課	事後	軽微な修正 （組織改正に伴うもの）
令和6年8月9日	Ⅰ　関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ連絡先	政策局シティセールス推進室シティセールス課	政策局広報プロモーション室シティセールス課	事後	軽微な修正 （組織改正に伴うもの）
令和7年7月16日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計測か	令和5年8月1日時点	令和7年4月1日時点	事前	
令和7年7月16日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	（新規）	十分である 【判断の根拠】申請書の受理及び申請書の情報入力については、必ずダブルチェックをするようにしている。	事後	軽微な修正 （様式変更に伴うもの）
令和7年7月16日	Ⅳ　リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	（新規）	4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 十分である 【判断の根拠】システムへのログインは、IDとパスワード等によって行い、事務に応じて権限を設定している。	事後	軽微な修正 （様式変更に伴うもの）
令和8年9月4日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の適用を希望する者（以下「申請者」という。）が提出する特例申請書を収受・保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知する。	地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の適用を希望する者（以下「申請者」という。）が提出する特例申請書を収受・保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知する。	事後	軽微な修正
令和8年9月4日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第9条第4項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） 第9条第4項	事後	軽微な修正
令和8年9月4日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署②所属長の職名	①政策局広報プロモーション室シティセールス課 ②室長兼課長	①財務室財政戦略担当 ②担当課長	事後	軽微な修正 （組織改正に伴うもの）
令和8年9月4日	Ⅰ　関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ連絡先	政策局広報プロモーション室シティセールス課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 電話078-918-5263	財務室財政戦略担当 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 電話078-918-5275	事後	軽微な修正 （組織改正に伴うもの）